

中国金融法の立法動向と環境金融の発展機会

上海里兆法律事務所

中国弁護士 マネージング・パートナー 李浩軍

中国弁護士 パートナー 裴徳宝

【本稿要旨】

- 中国では金融法草案と生態環境法典により、環境金融が政策主導から法治・制度運用へ移行し、情報開示と責任追及を軸とする枠組みが整備されつつある。
- 中央銀行の支援ツール、地方の利子補給やリスク分担を背景に、グリーンローン、SLL、グリーンボンドなど多様な調達手段が拡大している。
- 企業は目録基準との照合、炭素データ整備、グリーン資格取得、資金使途管理を進め、グリーンウォッシングを防ぐ体制構築が重要である。

はじめに

2026年3月20日、司法部、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局が共同で起草した「中華人民共和國金融法（草案）」（以下「金融法（草案）」という）が正式に意見公募を開始した。「金融法（草案）」は全11章95条からなり、「金融法」の名を冠した中国初の法律草案である。その位置づけは、既存の監督規則を単純に集約したものではなく、法律レベルで金融分野における基礎的かつ総合的な制度枠組みを確立しようとするものである。

中国金融法治の変遷の流れから見ると、金融立法は長らく「中国人民銀行法」「商業銀行法」「証券法」「保険法」などの個別法を支点とし、業態別監督・系統別治理を特徴とする制度構造を形成してきた。このモデルは金融業の発展初期において、秩序の迅速な確立と期待の安定化に寄与した。しかし、金融活動が次第に多様化し、金融の業態横断的な経営が持続的に深化し、金融商品の構造が日に日に複雑化するにつれて、ルールの断片化、監督基準の不統一、部門間の調整コストの上昇といった問題が顕在化している。こうした状況を背景に、金融の基礎制度を統括する法律を制定することは、もはや監督体系の最適化という技術的な選択にとどまらず、金融ガバナンスの現代化と金融強国建設のための制度的要請となっているのである。

「金融法（草案）」は、中国の「デュアルカーボン（二酸化炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル）」目標の継続的な推進とグリーン発展理念の不断の深化という背景に

適応し、「環境金融」を中国金融の五大発展目標の一つとして明確に位置づけた。これは、環境金融が政策による提唱から法治化・体系化の発展へと段階的に移行することを示す象徴的な出来事の一つである。「金融法（草案）」が示す環境金融の発展理念と呼応するように、環境法治の分野でも制度の高度化が同時に進められている。「中華人民共和国生態環境法典」（以下「生態環境法典」という）は、2026年8月15日から施行される。全5編1242条からなる同法典は、「グリーン低炭素発展」を独立した編とし、総則編の「保障措置」において、国が環境金融を支援する条項を明確に盛り込んでいる。これにより、金融サイドと環境サイドの二つの基礎的法律が制度面で連結し始め、環境金融が政策誘導から法治化された運営へと移行するための、より強固な制度的基盤が築かれることとなった。

以上を踏まえ、本稿では「金融法（草案）」を起点とし、「生態環境法典」の制度設計を踏まえつつ、中国の環境金融が「提唱的政策」から「法定のコンプライアンス・ツール」へと進化する道筋を分析する。また、現行のグリーン融資インセンティブ体系と最先端の商品実務を踏まえ、非金融企業が新たな法治サイクルの下で環境金融政策・ツールを活用して資金調達構造を最適化し、資金調達コストを低減するための戦略的提言を行う。

1. 環境金融の法治化への発展

「金融法（草案）」は、既存の金融監督規則を単純に整理したものではなく、法律のレベルにおいて、金融監督管理体制、金融機関の行為規範及び金融リスクの処置等の核心的事項について体系的な整理を行うものである。

環境金融について具体的に見ると、「金融法（草案）」は金融監督の側面から環境金融の制度構築を推進し、「生態環境法典」は環境法治の側面から上位法としての支えを提供している。両法律は相互に接続し、環境金融を政策による提唱から法治化された運営へと共同で押し進めるものである。

(1) 「金融法（草案）」における環境金融の特別規定本文

「金融法（草案）」第74条は、環境金融を金融の五大発展目標の一つとして明確に掲げ^{※1}、金融資源をグリーン等重点分野に傾斜配分すべきことを強調している。環境金融の制度的位置づけは、これにより政策提唱のレベルから法律レベルの発展方向へと引き上げられた。

草案の環境金融に関する制度設計は、単なる原則の表明にとどまらない。「金融法（草案）」第8条「金融監督」で確立された実質的洞察に基づく監督、継続的監督等の原則、第4章の金融商品及びサービスのコンプライアンスに関する要求、並びに第41条の情報開示に関する規定は、いずれも環境金融業務に直接適用される。例えば、サステナビリティ・

※1 その他の四つはそれぞれ、テクノロジーファイナンス、インクルーシブファイナンス、年金金融、デジタルファイナンスである。

リンク・ローンにおける SPTs（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）の達成状況、グリーンボンドの発行により調達された資金の実際の使途、グリーンサプライチェーン融資の取引背景——これらの事項は、草案の施行後、いずれも厳格に実質的洞察に基づく監督及び情報開示の規範的枠組みの中に組み込まれる可能性が高い。

(2) 「生態環境法典」の環境側からの支え

「金融法（草案）」と同時並行で進められている「生態環境法典」は、環境法の分野において環境金融に対し、より直接的な制度的基礎を提供している。同法典は総則編「保障措置」において、「国は、生態環境保護に対する金融支援を強化し、グリーンクレジット、グリーンボンド、グリーン保険、グリーントラスト等のグリーン金融商品及びサービスの規範的かつ健全な発展を持続的に推進する」と明確に規定している。これは、環境金融が初めて生態環境分野の基礎的法律枠組みに体系的に組み入れられたことを意味する。

より重要な点として、同法典は企業の環境情報開示に対して体系的な要求を課し、責任編において処罰の上限を大幅に引き上げている。これにより、企業が環境データに関して不実の開示、重大な記載漏れ、又はその他違法行為を行った場合、環境法上の責任を引き起こす可能性があるのみならず、さらに金融法の枠組みの下で、詐欺的発行、虚偽表示等の法的リスクをも引き起こす可能性がある。両法律の責任面での連動は、客観的に見て、企業の環境コンプライアンス遵守の度合いを強めることになる。

総じて言えば、「金融法（草案）」と「生態環境法典」は、環境金融の分野において明確な機能分担を形成している。すなわち、前者は主に「金融システムがいかにして環境金融を識別し、規範化し、支援するか」という問題を解決し、後者は主に「企業がいかにして環境義務を履行し、情報を如実に開示すべきか」という問題を解決する。両者は共同して、プロジェクトの識別、情報開示及び責任追及を網羅するグリーン融資コンプライアンス・チェーンを構築しているのである。

2. 現行のグリーン融資優遇制度及び政策実務

「金融法（草案）」及び「生態環境法典」の成立以前から、中国ではすでに金融政策手段、財政利子補給及び地方政府のリスク分担メカニズム等の措置を通じて、比較的成熟したグリーン融資優遇体系が段階的に形成されてきた。

(1) 中央銀行の金融政策手段

中国人民銀行が創設した「炭素削減支援ツール」は、「貸出実行後に資金供給を行う」という直接型の仕組みで運用されている。金融機関が炭素削減重点分野に属する企業に対し、条件を満たす貸出を実行した後、貸出元本の 60%を上限として中央銀行に資金支援

を申請することができ、中央銀行が提供する資金金利は 1.75%（2026 年 1 月にさらに 1.25%へ引下げ）であり、同時に金融機関が企業に対して実行する貸出金利は、同期の LPR（貸出基礎金利）とおおむね同水準とすることが求められる。

炭素削減支援ツールのほか、科学技術イノベーション及び技術改造向け再貸出においても、グリーン工場の設備更新、省エネ改造及びグリーン製造高度化プロジェクトが支援対象に組み入れられている。設備更新、生産ライン改造又は省エネ・消費削減の需要を有する製造業企業にとっては、GX（グリーントランスフォーメーション）を推進すると同時に、より長期かつ低コストの政策的融資支援を同時に獲得する機会ともなる。

(2) 財政利子補給及び奨励・補助の仕組み

近年、多くの地域で、グリーン工場、GX 及び炭素削減プロジェクトを対象として、財政利子補給、リスク補償及びグリーン融資奨励制度が相次いで導入されている。これらの共通の特徴は、財政資金によって金融資源を呼び込み、企業のグリーン改造に係る総合的な資金調達コストを引き下げることにある。

- 江蘇省の「環基貸（ローン）」は、1.5%の財政利子補給を提供し、貸出最低金利は 2.55%まで引き下げ可能となる。2023 年の同政策実施以来、省財政は累計で 1 億元の利子補給資金を拠出し、「環基貸（ローン）」はすでに 20 件のプロジェクトで実行され、102.7 億元の融資規模を牽引している^{※2}。
- 江西省芦溪では、トランジションファイナンス貸出に対し、LPR の 20%の利子補給支援が行われ、企業の実質調達金利は最低で 2.6%まで低下している^{※3}。
- 湖北省十堰の「綠色発展貸（ローン）」の平均金利は 3.82%であるが、財政利子補給、保証料減免及び銀行の利下げが重なることで、総合的な資金調達コストは最低 1.9%程度まで低下している^{※4}。
- 四川省自貢の「貢緑貸（ローン）」は、LPR よりも低い金利で貸付が実行されることに加えて、さらに 1%の財政利子補給を上乗せし、総合調達コストはさらに 1.9%まで低下し、かつ貸出コミットメントフィーや管理手数料が免除され、抵当権登記費用は銀行が負担する^{※5}。

貸出融資以外にも、一部の地域では、企業がグリーンボンド等の直接金融ツールを通じて資金調達を行うことを重点的に奨励し始めている。例えば、廈門ではグリーンボンドについて実際の募集金額の 0.01%の奨励金を付与し、一企業あたり累計 50 万元を上限とし

※2 http://czt.jiangsu.gov.cn/art/2026/1/7/art_7938_11724167.html

※3 <http://greenfinance.org.cn/displaynews.php?id=4747>

※4 <https://www.hbsdbxh.com/detail/hydt/2074.html>

※5 https://www.zg.gov.cn/zgsrmzf/zgzx/pc/content/content_2037355530182148096.html

※6、江蘇省昆山ではグリーンボンドを発行する企業に対し発行金額の 0.5%の奨励金を付与し、年間上限は 200 万元※7、江蘇省南通においても、債券利息に対して一定割合の利子補給が提供されている※8。

(3) 地方政府のリスク分担の仕組み

グリーン工場及びグリーンサプライチェーン企業の資金調達において普遍的に存在する「担保調達難」という問題に対応するため、多くの省市ではすでに専用のリスク補償基金及び銀行・保証機関間のリスク分担制度が構築されている。広西チワン族自治区柳州を例にとると、同市は環境金融業務リスク補償基金を設立し、銀行と保証機関の「2:8」リスク分担モデル——すなわち銀行機関が 20%、保証機関が 80%を負担し、その上で国家融資保証基金及び再保証機関を導入し、保証会社が負担する 80%のうちから各々20%を再保証することで、「銀行—保証機関—再保証機関—国家融資保証基金」という四段階のリスク分散体系を形成している。

この仕組みの制度的価値は、企業自身の資産規模を唯一の判断基準とするのではなく、プロジェクトのグリーン属性、キャッシュフローの将来性及び政策支援の方向性をより重視する点にある。成長段階にあるものの、真の GX 需要を有する企業にとって、この種の政策的信用補完の措置は、単純に抵当担保に依拠するよりも、往々にしてより現実的な意義を持つ。

3. 環境金融商品の主な類型と実務

前述の政策優遇と制度整備の推進により、環境金融商品体系も次第に充実し、すでに与信、債券、サプライチェーン融資、預金、保険、リース及び信託など複数の分野を網羅するに至っている。「生態環境法典」はグリーン与信、グリーンボンド、グリーン保険、グリーン信託を法的保護の範囲に明記し、「金融法（草案）」はこれらの商品・サービス体系のさらなる整備を求めている。非金融企業にとっては、商品体系を理解した上で、なお一層、自らのプロジェクトの特徴や資金調達ニーズに照らし、適合する商品を選択することが必要となる。以下、商品の類型ごとに、主な種類、適用シーン及び申請条件を述べる。

(1) グリーン与信

グリーン与信は、非金融企業が最も頻繁に接する資金調達手段であり、従来型のグリーンローンから革新的なリンク・ローンに至るまでの完全なスペクトルを網羅している。

※6 https://xmjrb.gov.cn/zfxxgk/zfxxgkml/gfxwj/202507/t20250711_2944790.htm

※7 <https://www.ks.gov.cn/kss/c112598/202510/7ef0d1fcae344c27b6bc564f57e8c033.shtml>

※8 <https://sthjj.nantong.gov.cn/ntshbj/zdgz/content/6fd5ab01-0066-4106-b92c-4c9bed57389f.html>

A. グリーンローン

当該ローンは、通常、グリーン工場、省エネ改造、クリーン生産及び資源循環利用プロジェクトを主な適用対象とする。銀行は一般に、条件を満たすプロジェクトに対し、グリーン審査専用ルートを開設し、専用の与信枠を配置するとともに、企業のグリーン認証等級に応じて条件別の金利優遇を付与する。

B. サステナビリティ・リンク・ローン (SLL)

サステナビリティ・リンク・ローンは、近年、比較的代表的な革新的商品である。その核心的メカニズムは、貸出金利を企業のサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (SPTs) の達成状況と動的に連動させる点にある。すなわち、企業が炭素排出原単位の削減、エネルギー効率の向上、ESG 格付の改善等の目標を約定通り達成できれば、金利の引下げを受けることができる。従来型のグリーンローンと比較して、SLL は資金用途に対する制限が相対的に少なく、柔軟性がより高い。企業がまだ完全にはグリーン工場の基準を満たしていない場合であっても、真実性があり、定量化可能で、検証可能な改善目標を提示することができれば、資金調達の支援を得る機会が生まれる。

実務においては、すでに外資系銀行による関連事例が存在する。例えば、みずほ銀行 (中国) 有限公司 (以下「みずほ中国」という) は、主幹事行の一つとして、鎮江奇美化工業の 10 億人民元の低炭素トランスフォーメーション・リンク・シンジケートローンに参加し、グリーン工場格付け、温室効果ガス排出量等を主要な SPTs として設定し、中誠信緑金が独立した検証を提供した。これは、中国本土の石油化学業界において初めて CBI 基準に適合した当該類型の融資事例である^{※9}。

C. 炭素排出権・汚染物質排出権担保融資

当該融資は、主として全国炭素排出権取引市場に組み入れられている企業を対象とし、法に基づき保有する炭素割当量等を担保物件として融資を申請することを認めるものである。融資額は通常、担保資産の評価額と連動しており、かつ取引所への登記を完了し、担保設定、処分及び違約責任の取決めを明確にしなければならない。比較的安定した炭素資産を有する企業にとって、このツールは既存資産を活用する機能が高い。

(2) グリーンサプライチェーン融資

グリーンサプライチェーン融資は、グリーン基準と炭素格付を従来のサプライチェーンファイナンスに組み込み、中核企業の信用力を活用した資金供給を通じて、川上の中小サプライヤーにまでグリーン融資の支援を拡大するものである。その商品形態には、グリーン手形割引・再割引、グリーンファクタリング、売掛債権電子証券融資、及び炭素パフォ

^{※9} <https://www.chimeicorp.com/zh-CN?page=article&id=674671eb34d886573409d21e>

ーマンスと連動した条件別割引価格設定等が含まれる。

実務の観点から見ると、この種の商品の強みは、個別企業のグリーン信用を、サプライチェーン全体の融資信用補完へと転換できる点にある。中小企業にとっては、中核企業との間に真実の取引背景が存在し、かつ基礎取引がグリーン基準に合致する限り、往々にしてより低いコストで融資を獲得する機会が生まれる。

(3) グリーンボンド

グリーンボンドは、主に銀行間市場におけるグリーン債務融資ツールと、取引所市場におけるグリーン企業債・社債の二大体系に大別され、このほかカーボンニュートラル債、ブルーボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド等の革新的な商品も含まれる。

発行にあたっては、調達資金の用途が環境金融支援プロジェクト目録又は関連する分類基準に適合しなければならず、発行体は対応する市場の参入要件を満たす必要があり、かつ調達資金の監視口座を設置し、資金用途及び環境効果を定期的に開示することが求められる。一定の規模を有し、中長期の資金調達コストの低減及び市場イメージの向上を望む企業にとって、グリーンボンドは重点的に注目すべき直接金融ツールである。

実務においては、みずほ中国が共同主幹事の一つとなり、2025年9月に凱徳投資による中国銀行間市場において初の外資系公募サステナビリティ・リンク・パンダ債の発行を支援した事例がある。発行総額は12億人民元（3年物2.35%、5年物2.50%）であった^{※10}。

(4) グリーン預金

グリーン預金は、通常、資金管理ニーズの高い企業顧客を対象とする。銀行は、対応する預金資金を再生可能エネルギー、省エネ・排出削減等の適格なグリーンプロジェクトに振り向け、第三者認証や資金用途報告等の方法を通じて透明性を高める。企業にとって、グリーン預金の意義は資金調達にあるのではなく、滞留資金と環境資産管理を結びつけ、資金運用とESG目標の両立を実現することにある。

4. グリーン融資のコンプライアンス対応

非金融企業にとって、グリーン融資が財務諸表上のコスト削減に真に結びつくかどうかの鍵は、特定の商品を選択したか否かではなく、持続可能で、検証可能で、かつ接続可能な内部管理メカニズムを構築できるかどうかにある。

^{※10} <https://mp.weixin.qq.com/s/QOJG7EXvo36gj2w84gVo6w>

(1) 目録・基準への照合とグリーンプロジェクト資産の備蓄の充実

グリーン融資の根底にある論理は、資金の流れのグリーン属性にある。制度構築や商品選択にあたり、非金融企業も商業銀行も、権威ある目録基準に依拠して識別を行う必要がある。非金融企業は、新規建設、改築又は省エネ改造プロジェクトを計画する際には、「グリーン低炭素トランスフォーメーション産業指導目録」や「環境金融支援プロジェクト目録」等の環境金融基準を事前に照らし合わせ、技術的パラメータと環境効果について厳格な自己評価を行わなければならない。

(2) 内部炭素アカウントの整備とデータ開示の質の向上

グリーン融資の制度化が進むにつれて、環境データは銀行の与信及びプライシングの管理プロセスに段階的に組み入れられつつある。「銀行業保険業環境金融質の高い発展実施方案」等の監督規定によれば、銀行は顧客の環境・社会・ガバナンスリスクについて分類管理と動的評価を行い、企業の炭素パフォーマンスや情報開示の状況等を与信管理に組み入れ、資金用途やプロジェクトの環境効果について定期的にモニタリング・評価を行うことが求められている。このため、非金融企業は「プロジェクト申請時に臨時でデータをかき集める」という受動的なやり方を改め、生産、運営、物流等の各段階を網羅する炭素排出量の計算・データ記録の仕組みを構築し、必要に応じて公信力を有する第三者機関を導入し、年次炭素会計及び環境効果評価を実施すべきである。サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）等の最先端の商品においては、金利優遇は通常、企業の特定のサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）と直接連動している。企業は、確実に追跡可能かつ検証可能な炭素データ基盤を有して初めて、銀行と共に業界規範や監督基準に適合した連動指標を科学的に設定することができ、それによって安定的に動的な金利引下げの利益を享受し、「データ信用」から「資金価値」への転換を実現することができるのである。

(3) グリーン主体資格の育成と政策的波及効果の獲得

現在の政策実務において、中央銀行の金融政策手段（炭素削減支援ツール等）及び地方財政の奨励・補助は、往々にして精緻な「リスト化」の特徴を呈している。非金融企業は、国家級又は省級の「グリーン工場」、「グリーンサプライチェーン管理モデル企業」への認定取得、又は地方の炭素アカウントへの組み入れといった主体資格について、積極的に申請を行うべきである。これらの資格は、銀行がコンプライアンス企業を迅速に識別し、政策的資金ツールを適用する際の「グリーン・パスポート」となる。また、非金融企業は、上海・深圳等の地に設立されている環境金融公共サービスプラットフォームへの積極的な登録を検討し、企業資格とプロジェクト需要のオンライン化・システム化を図ることも考えられる。

(4) 「グリーンウォッシング」防止のコンプライアンス防壁の構築と融資に係る法務コンプライアンスリスクの防止

二重立法の新たなサイクルの下では、いかなる形式の環境データの不正や資金の流用も、銀行を監督処分の対象とするのみならず、企業をコンプライアンスのレッドラインに抵触させ、融資の期限前回収や民事上、ひいては刑事上の法的リスクに直面させることになる。非金融企業は、「財務―法務―環境保全（EHS）」の三者によるクロス監査メカニズムを構築し、生態環境部門に申告するデータ（排出口データ、処分歴等）と銀行に提出するESG報告書、融資申請書の記述とを高度に一致させ、データの不整合により発生する「グリーンウォッシング」のコンプライアンスリスクを回避しなければならない。同時に、グリーン専用与信やグリーンボンド発行により調達した資金については、企業は専用資金の専用利用及びクローズドループ管理を厳格に実施し、全ての引出し・支払いについて、明確で真実性があり、グリーン産業の要求に適合する取引背景による裏付けを確保しなければならない。

結び

「金融法（草案）」と歩調を合わせるように、「金融安定法」の制定作業が現在進められている。また同時に、「中国人民銀行法」「銀行業監督管理法」「商業銀行法」「保険法」等についても改正が同時並行で進められている。これらの金融立法は、参入基準、政策支援、リスク防止といった異なる次元から、環境金融に対する規範化を進めることになる。これらは「生態環境法典」と共に、環境金融を基礎的法律の調整範囲に組み入れるものである。このことは、中国の環境金融の発展論理がまさに変化しつつあることを意味している。すなわち、その制度的基盤はもはや政策提唱や監督当局の奨励に主として依拠するものではなく、基礎的法律を支えとし、情報開示と責任による拘束を核心とする法治化の段階へと入り始めているのである。関連する金融立法と「生態環境法典」の後押しを受けて、中国の環境金融が早期に高速成長を遂げることは十分に予測可能である。

したがって、GXの需要又は長期的な資金調達計画を有する非金融企業にとって、より将来を見据えた対応は、おそらく制度が完全に成熟するのを待って受動的に対処することではなく、可能な限り早期に環境資産の整理、炭素データ体系の構築及びグリーン主体資格の布石を完了し、金融機関、監督要求及び資本市場のルールと整合性のある内部管理メカニズムを事前に確立することであろう。環境金融が「専用商品」から金融システムにおける基礎的ルールへと次第に進化していくにつれて、制度への適応と内部ガバナンスの調整を早期に完了した企業ほど、将来的に資金調達コスト、資金調達チャネル及び市場競争における主導性がより強まっていくことになる。

以上

Writer's Profile

上海里兆法律事務所

里兆法律事務所は 2005 年に創設され、日系企業を中心としたクライアント向けに総合的なリーガルサービスを提供する法律事務所であり、無駄を排した効率的な体制で、クライアントのニーズに合わせた高品質なリーガルサービスを提供している。

マネージング・パートナーをはじめ、多くの弁護士が中国の大手法律事務所での豊富な実務経験を有しており、長年にわたり培ってきた確かな信頼と実績により、多くのクライアントから厚い信頼を寄せられている。会社法務、商取引、外国直接投資、M&A・企業再編（事業撤退を含む）、銀行・ノンバンク金融、外国為替、競争法・独占禁止法、労務人事、コンプライアンス（取引・データ分野）、紛争解決等、幅広い分野において卓越した実績を有している。クライアントとの緊密なコミュニケーションを通じて、クライアントの事業パートナーとして協働し、実効性のあるビジネスソリューションを、最高のコストパフォーマンスにて提供する。

日本語・中国語・英語の 3 言語に対応し、上海を主要拠点としながら、中国全土をカバーするサービスネットワークを構築している。



李浩軍

里兆法律事務所 中国弁護士 マネージング・パートナー

華東政法大学卒業。里兆法律事務所創設前は、上海に所在する外資系企業向けリーガルサービスを手がける大手総合法律事務所にて、長年にわたり業務部門の責任者を務める。弁護士登録後当初より、外国直接投資、会社法務、企業買収・再編、コンプライアンス、紛争解決等に関する法務に従事し、数多くの影響力のある案件を処理し、豊富な経験を積む。これまでにエレクトロニクス、銀行、半導体、製薬、自動車、食品、化学、貿易、エンターテインメント等、多岐にわたる業界のフォーチュン・グローバル 500 社を含む多数の企業を顧客として担当。

✉ : haojun.li@leezhao.com



裴德宝

里兆法律事務所 中国弁護士 パートナー

復旦大学にて法学博士号を取得。2006 年の弁護士登録以降、長年にわたり国際的な事業展開を行う多数のクライアントに対し、専門性の高いリーガルサービスを提供。金融、化学製造、医薬品、電子機器、新エネルギー、半導体、倉庫業及び物流業、自動車、特種設備、文化・コンテンツ産業、飲食等、幅広い業界をカバーし、銀行・外国為替、投資・M&A、破産・清算、資金調達・証券取引関連、会社・商取引、データコンプライアンス、労務、民事・商事訴訟・仲裁等の分野において豊富な実績を有する。その緻密な法的思考、豊富な実務経験、クライアントニーズを的確に捉えたアドバイスは、多くのクライアントから高い評価を得ている。

✉ : debao.pei@leezhao.com